

大通達甲（警）第3号
令和5年2月28日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

術科技術等の向上を目的とした部外運動競技会への公務参加の基準について（通達）
警察機関以外の機関又は団体が主催する運動競技会（以下「部外運動競技会」という。）に公務の一環として参加（以下「公務参加」という。）をする場合の基準について、下記のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

警察職員には、所管法令に関する知識や基礎体力はもとより、犯罪現場等における被疑者の制圧・逮捕時には、柔道、剣道、拳銃射撃等の術科技術が必要不可欠である。また、自動二輪車を用いて行う災害救助活動等の特殊な任務に当たる職員には専門的かつ高度な技術が求められる。

このような警察職員の職務執行に必要な術科技術等を向上させるためには、高度な技術を有する職員を部外運動競技会に参加させ、より高度な技術を習得させるとともに、これを伝承していくことが重要であることから、術科技術等の向上に資すると認められる部外運動競技会への参加を公務として取り扱うこととしたものである。

2 公務参加の対象となる部外運動競技会

競技種目及び競技会の種類が、次に掲げる要件を満たす部外運動競技会について、公務参加の対象とする。

(1) 競技種目

参加する競技種目が次のいずれかに該当するものであること。

ア 柔道、剣道又は射撃

イ 二輪のトライアル競技

ウ 前記ア又はイに掲げるもののほか、警察本部長が公務参加を必要と認めた競技

(2) 競技会の種類

参加する競技会の種類が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 公的団体又は全国規模の競技団体（以下「競技団体等」という。）が主催し、又は共催する都道府県レベル以上の国内競技会（当該競技会の一環として実施される地区レベルの予選競技会を含む。）

イ 前記アに規定する競技会に参加するための強化訓練（競技団体等からの依頼によって参加する訓練その他警務部警務課長が必要と認めた訓練に限る。）

ウ 国際規模の団体が主催する国際競技会で警察本部長が必要と認めたもの

3 公務参加を認める職員

前記2に規定する要件を満たす部外運動競技会に、選手、監督（コーチを含む。）、審判員又は大会役員として参加する次に掲げる職員について、公務参加を認めるものとする。

(1) 柔道、剣道及び射撃

ア 主席師範、師範及び術科指導官の職にある者

イ 大分県警察技能指導官に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第8号）第6条第1項の規定により術科の技能指導官に指定された者

ウ 術科訓練等に関する規程（平成13年大分県警察本部訓令甲第20号）第4条第1項の規定により術科指導者に指定された者又は同規程第10条第2項の規定により術科特別訓練部の監督若しくは特練員に指定された者

(2) 二輪のトライアル競技

警察本部長が交通指導取締用自動二輪車の特別訓練員として指名した者

(3) その他の競技

警察本部長が必要と認めた者

4 旅行命令等の手続

(1) 部外運動競技会への公務参加に伴う旅行命令

部外運動競技会への公務参加は、所属長の職務命令によるものとし、旅行を伴う場合には旅行命令を行うこと。この場合において、旅費及び参加費は、競技団体等がこれらを負担する場合を除き、原則として、参加する職員の所属の予算から支出すること。

(2) 公務扱いとする期間

公務として取り扱う期間は、部外運動競技会の実施期間のうち職員が参加することが必要と認められる期間（往復の旅行に要する期間を含む。）とする。

5 留意事項

(1) 部外運動競技会の適用範囲

本通達は、職務執行に必要な術科技術等の取得及び向上を目的とした部外運動競技会への公務参加を定めたものであり、地域警察活動、少年補導活動等、本来の警察活動の一環として参加する部外運動競技会については、本通達の規定は適用しない。

(2) 警務課長への報告

所属長は、前記2(2)ア又はウに規定する部外運動競技会に職員が参加する場合は、公務の該当性にかかわらず、警務部警務課長に報告すること。

(3) 公務に該当しない部外運動競技会に参加する場合の休暇の取扱い

職員が参加する部外運動競技会が、前記2(1)に掲げる競技種目に該当しない場合は、公務参加は認められないが、部外運動競技会の種別が前記2(2)ア又はウに規定する競技会に該当する場合は、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和26年大分県条例第35号)第13条及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則(昭和26年大分県規則第40号)第10条第1項の規定により特別休暇を取得することができることに留意すること。

(4) 負傷等災害への対応

ア 所属長は、部外運動競技会に公務参加した職員が競技中に負傷するなどの災害を受けた場合は、別に定めるところにより、公務災害補償の認定手続を行うこと。

イ 所属長は、職員が部外運動競技会に出場する場合は、競技中における負傷等の災害に備えて傷害保険に加入するよう指導すること。

(警務課術科教養係)